

令和2年度自動車税（種別割）納期内納付促進のための
広報宣伝委託業務 仕様書（案）

1 件名

令和2年度自動車税（種別割）納期内納付促進のための広報宣伝委託業務

2 委託期間

令和2年4月1日から令和2年6月1日まで

3 業務の目的

令和2年度自動車税（種別割）の納期内納付及び自主納付を促進するための広報を実施することにより、県民の納税意識の高揚を図り、もって自主財源の確保に資することを目的とします。

4 実施に当たっての基本方針

- (1) 長野県の自動車税（種別割）の納期内納付率は全国46位と全国平均を大幅に下回っています。県では、納期内納付を促進するために、「納期内納付促進キャンペーン」に取り組んでいます。
- (2) 「納期内納付促進キャンペーン」とは、毎年5月1日から納期限（令和2年度：6月1日）までの間、自動車税（種別割）を納期限までに納税するように周知している活動のことです。
- (3) この委託業務では、納期限については知っているが、少くとも大丈夫と思われぬように、単なる周知ではなく、納税者の危機意識や当事者意識を醸成し、納期内納付に効果的な内容の制作を目的とします。
- (4) 制作物は、納税者に対してインパクトがある内容にしつつ、あまり華美にならないようにし、内容がわかりやすく正確に伝わり、県民が不快感を抱かないように、親しみやすい構成及び内容にしてください。
- (5) テレビCMの映像の中には、納期内納付促進キャンペーンのスローガン（別途、委託者から指示（参考 H31 スローガン「済ませてね！忘れず早めに自動車税」））及び信州ブランド戦略のキャッチフレーズ及びロゴマーク（愛称 信州ハート）を入れてください。

5 委託する業務の内容

- (1) 納期内納付促進のためのテレビCM素材の制作及び放送

ア 制作作品の長さ及び制作本数

15秒スポットテレビCM1本を原則としますが、より効果が期待できる提案がある場合にはこの限りではありません。

イ 放送内容

納税者に対して納期内納付に対しての危機意識や当事者意識を醸成しつつ、便利に様々な方法で納税できることを内容に入れてください。

(参考) 金融機関・コンビニエンスストア・県税事務所の窓口、ペイジー、クレジットカードで納付できます。また、今年度から、LINE Pay、PayPay で納付できるようになりました。

ウ テレビCMを放送する放送局

県内民放4局

エ 放送期間及び放送本数

(ア) 放送期間

納期内納付キャンペーン中（5月1日から6月1日）に放送してください。

(イ) 放送本数

制作したCMの放送は、(ア)の期間中、県内民放4局で各局少なくとも1回以上放送してください。

オ 放送日・時間帯

GWや夕方、夜間等、啓発対象である納税者に効果的にアプローチできるよう曜日、時間帯に配慮してください。

カ その他

(ア) 制作したCMは、放送前に内容の確認を総務部税務課に行ってください。

(イ) 制作したCMは、放送前に記録媒体(DVD)にコピーして納品してください。

(2) 納期内納付促進のためのラジオCMの制作及び放送

ア 制作作品の長さ及び制作本数

20秒ラジオCM1本を原則としますが、より効果が期待できる提案がある場合にはこの限りではありません。

イ 放送内容

5(1)イに同じ

ウ ラジオCMを放送する放送局

県内民放2局

エ 放送期間及び放送本数

(ア) 放送期間

納期内納付キャンペーン中（5月1日から6月1日）に放送してください。

(イ) 放送本数

制作したCMの放送は、(ア)の期間内中、県内民放2局で各局少なくとも1回以上放送してください。

オ 放送日・時間帯

朝や夕方の通勤時間等、啓発対象である納税者に効果的にアプローチできるよう曜日、時間帯に配慮してください。

カ その他

(ア) 制作したCMは、放送前に内容の確認を総務部税務課に行ってください。

(イ) 制作したCMは、放送前に記録媒体(CD)にコピーして納品してください。

(3) インターネットを活用した広告の企画・制作・出稿・運営管理

ア 制作作品の掲載

納期内納付に関する広告を、最適なインターネット広告媒体（ディスプレイ広告、インフィード広告、SNS 広告など）で制作及び出稿してください。

なお、広報効果を最大化できる掲載媒体を選択し、インターネット広告の特性を利用し、閲覧者の年齢や性別、趣向を基に閲覧者を適切にターゲティングし、より効果的な広報を実施してください。

イ 掲載内容

5 (1)イに同じ

ウ 掲載期間

納期内納付キャンペーン中（5月1日から6月1日）に掲載してください。

エ 誘導先の県ホームページ

「自動車税（種別割）について」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/kurashi/kenze/aramashi/aramashi/jidoshaze/index.html>

オ 出稿が可能なインターネット広告媒体

(ア) ディスプレイ広告（インフィード広告を含む）

google ディスプレイネットワーク広告（GDN）、Yahoo!ディスプレイアドネットワーク（YDN）

(イ) SNS 広告

Twitter 広告、Facebook 広告、Instagram 広告

カ 広告を掲載するサイトの基準

次の各号に掲げるサイトへは広告を掲載しないよう配慮してください。

- (ア) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (イ) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (ウ) 人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの。
- (エ) 政治性または宗教性のあるもの。
- (オ) 特定の主義主張を目的とするもの。
- (カ) 前各号に掲げるもののほか、県が広告を掲載することが適当でないと思われるもの。

なお、前各号に掲げるサイトに広告が掲載されたことが判明した場合は速やかに出稿を停止し、税務課に報告してください。

キ その他

(ア) 制作した作品は、掲載前に内容の確認を総務部税務課に行ってください。

(イ) 制作した作品は、掲載前に記録媒体（DVD）にコピーして納品してください。

(4) 新聞紙面広告原稿制作及び掲載

ア 制作本数

制作本数は、より効果が期待できる本数となるよう配慮してください。

イ 掲載内容

5 (1)イに同じ

ウ 掲載する新聞社

掲載する新聞社は、より効果が期待できる新聞社となるよう配慮してください。

エ 放送期間及び放送本数

(ア) 掲載期間：納期内納付キャンペーン中（5月1日から6月1日）に掲載にしてください。

(イ) 掲載本数：制作した内容は、(ア)の期間内に少なくとも1回以上掲載してください。（1ヶ月当たりの掲載本数1回以上）

オ 掲載日・時間帯

休日の朝の朝刊等、啓発対象である納税者に効果的にアプローチできるよう曜日、時間帯に配慮してください。

カ その他

(ア) 制作した作品は、掲載前に内容の確認を総務部税務課に行ってください。

(イ) 制作した作品は、掲載前に記録媒体にコピーして納品してください。

(5) 納期内納付促進のためのポケットティッシュの制作及び納品

ア 制作作品の規格

8W（ラベル封入）カラー印刷のポケットティッシュ

イ 数量

14,900個

ウ 制作内容

封入するラベルのデザイン案を、5 (1)イを参考に制作してください。

エ 納品場所

次頁「ポケットティッシュ納品先一覧」のとおり納品してください。

オ 納品期限

令和2年4月20日（月）

カ その他

(ア) 制作した作品は、納品前に内容の確認を総務部税務課に行ってください。

(イ) 制作した作品は、納品前に記録媒体にコピーして納品してください。また、チラシ及びポスターでも使用できるように、A4版及びB4版サイズのデータも納品してください。

【ポケットティッシュ納品先一覧】

納入場所			納入数 (個)
1	総合県税事務所	〒380-0836 長野市南長野南県町 686-1	700
2	総合県税事務所 北信事務所	〒383-8515 中野市壁田 955	300
3	東信県税事務所	〒385-8533 佐久市跡部 65-1	1,800
4	東信県税事務所 上田事務所	〒386-8555 上田市材木町 1-2-6	3,500
5	南信県税事務所	〒396-8666 伊那市荒井 3497	1,100
6	南信県税事務所 諏訪事務所	〒392-8601 諏訪市上川 1 丁目 1644-10	1,700
7	南信県税事務所 飯田事務所	〒395-0034 飯田市追手町 2 丁目 678	1,000
8	中信県税事務所	〒390-0852 松本市島立 1020	700
9	中信県税事務所 木曾事務所	〒397-8550 木曾郡木曾町福島 2757-1	1,000
10	中信県税事務所 大町事務所	〒398-8602 大町市大町 1058-2	1,200
11	県庁税務課	〒380-8570 長野市南長野幅下 692-2	1,900
合 計			14,900

6 費用の上限費用の上限額

3,340,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

7 その他

- (1) 本業務の実施に当たり、受託者は委託者と十分調整すること。
- (2) 本仕様書に示されていない事項については、質問等に応じ、その都度、提示する。
- (3) 委託者が必要と認めるときは、業務の進捗状況の報告を求める事ができる。
- (4) 提案のあった内容は、県と協議のうえ、一部変更することがある。
- (5) 当該業務を再委託する場合は「「自営型テレワークの適正実施のためのガイドライン」（平成 30 年 2 月厚生労働省改定）を遵守すること。